医政局 令和９年度概算要求の概要

概算要求額　６，０１７億円
（１，８３７億円）

○今後も人口減少、高齢化が続く中、将来の医療需要を見据えつつ、医療分野の担い手を確保し、地域の実情に応じつつ、限られた人員・人材で質の高いサービスを提供し続けるため、各分野縦割りの量的な「マンパワー」の確保・養成を脱し、デジタル・AI時代の変化に対応した人材の確保・養成を進めるとともに、施設の建替え・改修を含め地域に不可欠な施設・設備を計画的に整備する。
○新たな感染症等や自然災害など緊急事態が発生した際にも機動的・弾力的に対応できるような質の高い効率的な医療提供体制の整備・強化を行うとともに、医師偏在対策及び医師・医療従事者の働き方改革など各種施策を一体的に推進する。
○ドラッグロス解消など患者アクセス改善と健康医療安全保障の実現の双方の観点から、我が国の創薬力の向上、革新的デバイスを活用した先端医療の推進が必要であり、スタートアップ・ベンチャー支援、人材育成、治験倍増等に取り組むとともに、想定を超える感染症の流行や輸入途絶等に備え国内生産体制の整備等医薬品・医療機器の安定供給体制を確保し、また、流通体制の強靱化をはかる。

1. 戦略分野を中心とした官民連携の国内投資の徹底

＜創薬・先端医療＞　３，４４８億円＋事項要求（５２億円）

- 創薬シーズ実用化推進事業　300億円（　－億円）
- 医療系ベンチャー海外投資獲得促進事業　5億円（　－億円）
- 医療技術実用化総合促進事業　50億円（25億円）
- 治験・DCT地域ネットワーク整備モデル事業　10億円（　－億円）
- がん・難病の全ゲノム解析等の推進事業　70億円（13億円）
- 供給確保医薬品等に係る供給網強靱化（国産化・複数化）支援事業　483億円（　－億円）
- ECMO及び透析の用に供する医療機器に係る国内生産体制・備蓄支援事業　136億円（　－億円）
- 危機対応医薬品国内製造体制支援事業（治療薬等）　640億円（　－億円）
- 医療機器オープンイノベーションコア拠点強化事業　15億円（　－億円）
- 医療技術・医療機器等国際展開戦略事業　10億円（　3億円）等

＜合成生物学・バイオ＞　１６９億円（１億円）

- バイオ後続品の国内製造施設整備のための支援事業　139億円（－億円）
- 再生・細胞医療・遺伝子治療実用化基盤整備促進事業　20億円（－億円）等

＜デジタル・サイバーセキュリティ＞　７８億円（－億円）

- 医薬品安定供給に向けた流通機能高度化支援事業　31億円（－億円）
- 持続可能な流通モデル構築のための調査・実証事業　8億円（－億円）等

＜ＡＩ・半導体＞　２８億円（－億円）

- 福祉医療機構における医療分野の経営支援機能の強化・充実　3億円（－億円）
- 医療分野におけるエージェント型AIによる活用開発支援事業　25億円（－億円）

＜防災・国土強靱化など＞　６９億円＋事項要求（２４億円）

- 病院等の施設・設備整備支援事業（仮称）　事項要求（－億円）
- 災害拠点精神科病院等施設整備事業　8億円（－億円）
- 医療施設浸水対策事業　3億円（－億円）等

上記の他、国家医薬品備蓄体制整備事業、抗菌薬原薬国産化事業の一部、危機対応医薬品原薬国産化支援事業、AI for Health研究開発プラットフォーム構築事業の一部、病院等施設・設備支援事業及び「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく医療施設の耐震化の一部は、予算編成過程で検討する。

2. 賃上げ環境整備・人材育成等の分野横断的な課題への対応

＜賃上げ環境整備＞　１５１億円（－億円）

- 国立病院機構が提供する医療体制基盤の維持・強化　151億円（－億円）

＜人材育成＞　３３億円（－億円）

- 医療従事者の安定的な養成・確保支援　29億円（－億円）
- 医療従事者の資質向上と定着・復帰等推進調査　3億円（－億円）
- 医療関係職種へのキャリアチェンジ推進モデル　1億円（－億円）等

（注1）地域医療介護総合確保基金は消費税財源であるため概算要求の段階では事項要求とし前年同額を計上。
（注2）地域医療介護総合確保基金の内数。　（注3）東日本大震災復興特別会計に計上。

3. 将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化

地域医療構想の実現に向けた取組の推進　686億円（686億円）

- 地域医療介護総合確保基金（注1）　647億円（647億円）
- 入院・外来機能の分化・連携推進等に向けたデータ収集・分析事業　7億円（　5億円）等

一体的に推進総合的な医療提供体制改革を実施

医師偏在是正に向けた対策の推進　822億円（801億円）

- 重点医師偏在対策支援区域における経済的インセンティブ　30億円（30億円）
- 地域医療介護総合確保基金を活用した医師偏在対策の推進（注2）
- 総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業　7億円（5億円）　等

医師・医療従事者の働き方改革等の推進　662億円（653億円）

- 地域医療介護総合確保基金を活用した勤務医の労働時間短縮及び医療分野における業務効率化・勤務環境改善の推進（注2）　647億円（647億円）
- 医療分野における業務効率化・勤務環境改善支援事業審査・調査事業　4億円（　－億円）
- AI技術を踏まえた医行為の在り方に関する調査研究事業　1億円（－億円）　等

医療計画等に基づく医療体制の推進　580億円（359億円）

かかりつけ医機能が発揮される制度整備の推進、災害/救急/へき地医療体制、ドクターヘリ、在宅医療の推進、小児・周産期医療体制の充実、医療安全の推進　等

歯科口腔保健・歯科医療提供体制構築の推進　131億円（　32億円）

生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）・歯科口腔保健の推進、障害者等への歯科保健医療の充実・歯科医師偏在対策等の歯科医療提供体制の構築　等

看護職員の確保及び質の向上の推進　47億円（　10億円）

潜在人材の活用含む看護職員の確保、特定行為研修の推進、訪問看護の現場におけるICT活用の推進　等

国際保健への戦略的取組及び感染症対策の体制強化　131億円（100億円）

外国人患者の受入環境の整備、新興感染症対応力強化事業、個人防護具の備蓄等事業　等

上記の他、医療機関における物価高騰への支援及びその他重要政策については、予算編成過程で検討する。

4. 創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保

有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進　98億円（　52億円）

ドラッグラグ・ドラッグロスの解消　11億円（0．4億円）

医薬品等の安定供給の推進　15億円（　6億円）

5. 各種施策

- 死因究明等の推進　3億円（　3億円）
- 国立ハンセン病療養所における良好な療養環境の整備　347億円（310億円）
- 国立病院機構における医療政策等の実施　14億円（　12億円）
- 東日本大震災からの第3期復興・創生期間における地域医療の再生支援（注3）　525億円（　61億円）　等

令和９年度 概算要求の概要

（厚生労働省医政局）

令和９年度　概算要求額　　６，０１６億７８百万円
〔うち、東日本大震災復興特別会計　５２６億３６百万円〕

令和８年度　予算額　　１，８３６億５０百万円
〔うち、東日本大震災復興特別会計　６２億２８百万円〕
差　引　増　減　額　　４，１８０億２８百万円
対　前　年　度　比　　３２７．６％

（注）　計数には、厚生労働科学研究費補助金等は含まない。
（注）　デジタル庁計上予算として令和８年度予算額に１５億１７百万円が、令和９年度概算要求額に１７２億６５百万円が含まれている。
（注）　令和８年度予算額には、医療情報担当参事官室の予算額を含まない。
（注）　危機対応医薬品原薬国産化支援事業、国家医薬品備蓄体制整備事業、 抗菌薬原薬国産化事業の一部、AI for Health 研究開発プラットフォーム構築事業の一部、医療機関における物価高騰への支援、病院施設・設備支援事業、「第１次国土強靱化実施中期計画」に基づく医療施設の耐震化及びその他重要政策の「事項要求」については、別途予算編成過程で検討する。
（注）　「社会保障の充実（地域医療介護総合確保基金）」については、別途予算編成過程で検討する。

主要施策

１．戦略分野を中心とした官民連携の国内投資の徹底

・創薬・先端医療	３，４４８億円
・合成生物学、バイオ	１６９億円
・デジタル、サイバーセキュリティ	７８億円
・ＡＩ、半導体	２８億円
・防災・国土強靭化等	６９億円

２．賃上げ環境整備・人材育成等の分野横断的な課題への対応

・賃上げ環境整備	１５１億円
・人材育成	３３億円

３．将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化

・地域医療構想の実現に向けた取組の推進	６８６億円
・医師偏在是正に向けた対策の推進	８２２億円
・医師・医療従事者の働き方改革等の推進	６６２億円
・医療計画等に基づく医療体制の推進	５８０億円
・歯科口腔保健・歯科医療提供体制構築の推進	１３１億円
・看護職員の確保及び質の向上の推進	４７億円
・国際保健への戦略的取組及び感染症対策の体制強化	１３１億円

４．創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保

・有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進	９８億円
・ドラッグラグ・ドラッグロスの解消	１１億円
・医薬品等の安定供給の推進	１５億円

目次

１．戦略分野を中心とした官民連携の国内投資の徹底 ..... － 3 －
（１）　創薬・先端医療 ..... － 4 －
（２）　合成生物学・バイオ ..... － 12 －
（３）　デジタル・サイバーセキュリティ ..... － 14 －
（４）　ＡＩ・半導体 ..... － 16 －
（５）　防災・国土強靱化など ..... － 16 －
２．賃上げ環境整備・人材育成等の分野横断的な課題へ対応 ..... － 18 －
（１）　賃上げ環境整備 ..... － 19 －
（２）　人材育成 ..... － 19 －
３．将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化 ..... － 22 －
（１）　地域医療構想の実現に向けた取組の推進 ..... － 22 －
（２）　医師偏在是正に向けた対策の推進 ..... － 25 －
（３）　医師・医療従事者の働き方改革等の推進 ..... － 28 －
（４）　医療計画等に基づく医療体制の推進 ..... － 31 －
（５）　歯科口腔保健・歯科医療提供体制構築の推進 ..... － 34 －
（６）　看護職員の確保及び質の向上の推進 ..... － 36 －
（７）　国際保健への戦略的取組及び感染症対策の体制強化 ..... － 37 －
4．創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保 ... － 39 －
（１）　有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進 ..... － 39 －
（２）　ドラッグラグ・ドラッグロスの解消 ..... － 42 －
（３）　医薬品等の安定供給の推進 ..... － 43 －
５．各種施策 ..... － 45 －

主要施策

１．戦略分野を中心とした官民連携の国内投資の徹底

＜創薬・先端医療＞

創薬・先端医療への官民投資を拡大し、健康医療安全保障を実現する。革新的な医薬品・医療機器等の創出、例えば、米国の医薬品に係る最恵国待遇（ＭＦＮ）価格政策など、足元、諸外国の医薬品をめぐる政策の動きがある中でも必要な医薬品・医療機器が確実に上市される環境整備、特定重要物資を含む供給確保の必要性が高い医薬品等の国産化、国内生産体制の維持・構築、増産及び備蓄等による安定供給、先端技術の実用化を目指す。

創薬・先端医療を成長経済の牽引役として、研究開発力や製造・供給の強化、スタートアップ支援、人材育成、先進医療の対象拡大を総合的に推進する。海外からの投資を促進するため、国内医療系スタートアップ支援と海外ベンチャーキャピタルとのネットワーク構築を推進する。

全ゲノム解析やｉＰＳ細胞等を活用した再生・細胞医療・遺伝子治療、免疫治療、小児・希少疾病用医薬品やＲＩ、薬剤耐性菌を含む感染症対応の医薬品等の研究開発・生産等とともに、創薬・医療機器開発・診断へのＡＩ利活用を推進する。国際水準の治験・臨床試験体制を整備し、国際共同治験の倍増を目指す。

また、「攻めの予防医療」を推進し、健康寿命の延伸につなげるための生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）を推進する。

さらに、予防医療分野を含む医療技術等の国際展開を推進する。

あわせて、創薬・医療分野において、AI、ロボティクス及びデータを活用した研究開発・社会実装を加速し、我が国の創薬力及び医療 AI 開発力の強化を図る。このため、創薬・医療 AI 分野におけるスタートアップやアカデミア等による研究開発を支援し、自律型 AI 創薬の実証、臨床試験 AX の推進、創薬 AI 人材育成・連携ハブの構築等を通じて、革新的な医薬品・医療技術の創出を加速する。また、医用画像等の AI 研究開発データ基盤の整備、医療フィジカル AI の実用化研究、医療 AI の接続環境整備及び評価・検証基盤の構築を進めるとともに、創薬・医療 AI の研究開発基盤の強化を通じて、信頼性の高い医療 AI の開発・実装を推進する。

＜合成生物学・バイオ＞

国際水準の研究開発環境を実現し、ドラッグラグ・ドラッグロスの解消やプログラム医療機器への対応を進める。

バイオ後続品の国内生産体制の整備及び製造人材の育成・確保を着実に進める。

＜デジタル・サイバーセキュリティ＞

業務効率化のための病院ＤＸの推進を進める。

地域の実情に応じた持続可能な流通体制が構築できるよう、医薬品卸売販売事業者等が取り組む流通システム基盤の整備等を支援する。

＜ＡＩ・半導体＞

創薬・医療分野において、AI、ロボティクス及びデータを活用した研究開発・社会実装を加速し、我が国の創薬力及び医療 AI 開発力の強化を図る。

また、創薬・医療 AI 分野におけるスタートアップやアカデミア等による研究開発を支援し、自律型 AI 創薬の実証、臨床試験 AX の推進、創薬 AI 人材育成・連携ハブの構築等を通じて、革新的な医薬品・医療技術の創出を加速する。

さらに、医用画像等の AI 研究開発データ基盤の整備、医療フィジカル AI の実用化研究、医療 AI の接続環境整備及び評価・検証基盤の構築を進め、信頼性の高い医療 AI の開発・実装を推進する。

＜防災・国土強靭化など＞

「国土強靭化基本計画」が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靭化実施中期計画」及び「国土強靭化年次計画 2026」に基づく施策を『「強く豊かな日本」投資枠』を活用して推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。

また、新たな地域医療構想の下、将来需要を踏まえ、老朽化・災害対策を含む地域に不可欠な施設・設備の計画的な整備への必要な支援の在り方を検討する。

※　危機対応医薬品原薬国産化支援事業、国家医薬品備蓄体制整備事業、抗菌薬原薬国産化事業の一部、AI for Health 研究開発プラットフォーム構築事業の一部、病院等施設・設備支援事業及び「第１次国土強靭化実施中期計画」に基づく医療施設の耐震化の一部は、別途予算編成過程で検討する。

（１）　創薬・先端医療

1

創薬シーズ実用化推進事業 新

30,000百万円（0百万円）

創薬の実用化に当たって、有望と考えられるシーズであっても、製薬企業が求めるデータ等の不足により、スタートアップ等のシーズの製薬企業への導出が進まない（事業化されない）課題がある。本事業では、官民の連携を強化し、シーズを製薬企業との共同研究等につなげられるようスタートアップ等に対して創薬人材による支援や費用支援を行う。（いわゆる「死の谷」を越えるラストワンマイル支援）

2 創薬力向上のためのスタートアップ等支援事業 新

1，254百万円（0百万円）

創薬クラスターにおいては、資金不足や人材のミスマッチング等により、創薬の実用化に向けた試験・研究を実施する人員を十分に確保することができず、必要な試験等を円滑に実施できていない状況にある。一方で、学術的な研究に従事している研究者であっても、実用化に向けた試験・研究を希望する研究者もおり、このような人材を創薬クラスター等で有効活用することを支援することで、創薬の実用化を促進する。

3 創薬人材活用推進事業 新

904百万円（0百万円）

日本の創薬エコシステムにおける主要な課題として、スタートアップ等における人材の不足や研究を実用化に繋げる創薬支援人材の不足が指摘されている。特に、アカデミア・製薬企業・スタートアップ等の間での人材移動が少なく人材の偏在が生じており、革新的医薬品の実用化が遅れる要因の１つとなっている。また、スタートアップ等を支援するインキュベーション事業者においても、支援人材の不足が課題となっている。

アカデミア・製薬企業・スタートアップ等の間での創薬人材の流動性の向上、創薬人材の育成を図ることにより、人材の偏在・不足を解消し、創薬イノベーションの加速と産業競争力の強化を図る。

4 医療系ベンチャー海外投資獲得促進事業 新

476百万円（0百万円）

我が国の創薬産業の発展には、国内に比べ莫大な資金を持つ海外からの投資も重要である。また、海外展開を希望するアカデミア・ベンチャーにとって、海外投資家・VC とのネットワーク構築は、投資の機会創出に有用であり、投資獲得によって研究開発の促進にも寄与するものである。そのため、本事業を通して、海外からの投資促進のため、海外の投資家やベンチャーキャピタル（VC）に対し、我が国の創薬施策・創薬シーズを知る・関心を持つ機会を積極的に提供する。

5 抗菌薬原薬国産化事業 新

140,000百万円＋事項要求（0百万円）

注射用抗菌薬の大多数を占めるβラクタム系抗菌薬は、その原材料及び原薬（対象原薬等）を100%特定国に依存している成分があり、経済安全保障上の観点から、国内製造体制構築が急務である。当該成分について、経済安全保障法上の特定重要物資に指定し、本事業において、令和５年度から、対象原薬等の国内製造を行おうとする企業に対して、製造設備等構築にかかる費用の一部を負担し、対象原薬等の国内製造体制の速やかな構築を行っているが、今後新たに特定重要物資として、原薬の国産化等を推進する成分が追加されることが想定されること、さらに、抗菌薬の国内製造・国内供給に向けては、原薬の国産化のみならず、国産原薬の製剤化に係る国内製造所の整備も併せて必要となることから、必要な支援を行う。

6 危機対応医薬品原薬国産化支援事業 新

事項要求（0百万円）

感染症治療薬等の原薬の多くは海外に依存している。また、一部の原薬は国内で製造を継続しているが、設備の老朽化が進み国内製造の継続が困難になりつつある。公衆衛生上の危機の発生時にはこれら感染症治療薬等の原薬の需要が国際的に急増し、輸入が途絶する恐れがあるため、感染症治療薬等の原薬等の国産化や国内生産を支援し、有事の輸入途絶等に備えるほか、国産原薬の価格競争力強化のための支援を行い、製造原価の低減を図る。

7 危機対応医薬品国内製造体制支援事業 新

64,000百万円（0百万円）

公衆衛生上の危機の発生時には、感染症治療薬等が平時の需要を大幅に上回ることが予想される。しかし、医療上の必要性の高い医薬品の多くは承認から長期間を経過しており、物価高・賃金上昇による製造コストの増加に加え、設備の老朽化による維持管理コストの増加、さらに、承認当初では予見できなかった世界的な建設資材高騰等により、製造設備の更新が滞っている。医療上の必要性の高い医薬品を対象に、製造設備の新設や設備整備の補助により平時からの製造体制を強化し、製造能力の冗長性を確保することにより、有事の需要増等の公衆衛生上の危機に備える。

8

供給確保医薬品等に係る供給網強靱化（国産化・複数化）支援事業 新 一部

48，250百万円（0百万円）

医療上の必要性が高い医薬品について、現在海外で生産を行う製薬企業に対し、地政学的リスクも踏まえ、国内製造所等への変更・当該製造所の追加に伴う費用や、遺伝子組み換え技術等を活用しより安定供給が可能な製造法への切り替えに伴う費用への支援を行うことで、安定的な国内供給体制を推進する。さらに、現在医療上の必要性の高い医薬品の国内生産を行っている製薬企業に対しては、海外とのコスト差も含めた、設備投資コスト等の問題から、国内生産体制の維持や必要な供給量の確保が困難となっている事例も存在することから、国内生産体制の維持や生産効率化等に向けた設備投資を行う製薬企業に対して費用の補助を行うことで、国内生産体制の維持・向上を推進する。

9

抗菌薬等医薬品備蓄体制整備事業 新 一部

2，626百万円（938百万円）
※一部要求枠 938 百万円

医薬品の新規生産・輸入や製造･品質トラブルの解消には一定の期間を要するため、平時から備蓄を一定以上に積み増しておくことが、安定供給に向けて有効な対策となる一方で、備蓄の積み増しには追加費用（積み増し分の増産及び備蓄に係る費用）が発生すること等から、製薬企業により自主的に対応がなされることは期待できない。そのため、抗菌薬等の感染症対症療法薬･治療薬や供給確保医薬品を対象に、想定を超える感染症の流行や原薬の輸入途絶等に備えて、一定以上の備蓄の積み増しを行う製薬企業に対し、積み増しに伴う、増産（設備整備費、人件費、資材の保管費用等）及び備蓄（設備整備費及び保管費用）に係る追加費用を補助し、促すことで、当該医薬品の安定供給に向けた体制整備を行う。

10

がん･難病の全ゲノム解析等の推進事業

7，049百万円（1，300百万円）
※一部要求枠 1,460 百万円

日本ゲノム医療推進機構は「患者起点・患者還元」を基本的な考え方とし、全ゲノム解析等の結果を患者等の診療等に資するために、ゲノム医療に関する質の高い情報基盤を構築・運用することで、全ゲノム解析等の結果を日常診療や個別化医療・研究・創薬等に活用することを推進する。これによって診療と研究開発の好循環を持続的に実現し、がん・難病等の克服を目指す。

11 新規モダリティ対応ヒト初回投与試験体制整備等事業 新

1，200百万円（0百万円）

国立がん研究センター中央病院が実施主体となり、新たに革新的なモダリティに対応可能な国際的に競争力のある①FIH 試験体制、②GMP 準拠治験薬製造機能、③研究施設を併設した創薬拠点の整備に向け、仕様設計を行う。あわせて、国内のFIH 試験の中核的役割を担えるよう、FIH 試験に対応できる人材の育成、FIH 試験に係る助言・支援を行うための体制整備を行う。国立健康危機管理研究機構及び国立成育医療研究センターにおいて整備した体制を活用し、FIH 試験に対応できる人材の育成を行う。

12 国際共同治験ワンストップ相談窓口事業 新 一部

287百万円（4百万円）

国際共同治験の実施体制を強化し、 ドラッグラグ・ドラッグロスの解消につなげるため、ワンストップ相談窓口において、日本国内に開発拠点を有さない海外のスタートアップや製薬企業から、国内での治験の実施について相談を受け、医療機関の相談を含め国内での治験実施を調整するとともに、日本の治験環境をアピールし、国内での治験の実施を誘致する。

13 医療技術実用化総合促進事業 新 一部

5，000百万円（2，517百万円）
※一部要求枠 2,000 百万円

医療法に位置づけられている臨床研究中核病院において、その臨床研究基盤及びネットワーク機能を活用した臨床研究中核病院間の連携、各臨床研究中核病院の特色を生かした機能強化を推進するとともに、臨床研究･治験実施に係るノウハウを臨床研究中核病院外に共有・展開することで、日本全体の臨床研究基盤を強化し、日本発の革新的医療シーズ等をいち早く実用化に繋げ国民へ還元する取組みを推進する。

成長戦略に基づき令和９年度は日本発シーズを海外での治験を実施するための拠点（国際拠点型臨床研究中核病院（仮））の整備を進める。

14 治験・DCT 地域ネットワーク整備モデル事業 新

1，000百万円（0百万円）

我が国では、医療機関の治験実施体制のばらつきなどを背景として、地域によっては治験参加者の募集が困難な実態があり、我が国における治験実施が困難となる要因の一つとなっている。本事業では地方自治体の支援の下、臨床研究中核病院等と地域の医療機関等が一体となって、面的に広がりを持つ分散型治験（DCT：Decentralized Clinical Trial）を実施できるネットワークを構築することで、効率的な治験の運用、治験参加者の集積力、患者への途切れのない医療提供が可能な体制を構築する。患者が治験に参加しやすい環境を形成することで、日本での治験実施数の増加に繋げる。

15 治験・臨床試験における PPI 体制整備事業 新

200百万円（0百万円）

科学技術の人に与える影響が増大する中で、治験・臨床試験への患者・市民参画（PPI：Patient and Public Involvement）の重要性が強調されている。本事業は、治験・臨床試験情報へのアクセス向上に資するデータベース整備やPPIに関する資材の整備を通して、治験・臨床試験に関する情報発信力の強化と体制整備を行うものである。治験・臨床試験そのものの意義や仕組みに対する知識を提供し国民の理解を深めることで、研究参加希望者の裾野を広げ、患者集積の促進に寄与する。

16 医療機器オープンイノベーションコア拠点強化事業 新 一部

1，463百万円（0百万円）

医療機器について、グローバル市場に比較して国内市場の伸びは低く、国際競争力は課題の一つとなっている。また、近年AI等の技術革新がめざましいプログラム医療機器（SaMD）については、新たな産業としての大きな期待が寄せられているが、異業種からの参入が多いこと等から、制度の理解も不十分であり、事業化に必要なエビデンスを創出できていないケースが多い。

本事業では、国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成26年6月27日公布・施行）に基づき事業策定している「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する基本計画」（以下、「医療機器基本計画」という。）の第３期医療機器基本計画の策定に向けた中間とりまとめに基づき、戦略的に推進すべき領域を定めた３つのオ

ープンイノベーションコア拠点の機能を強化し、事業展開まで安定的に質の高い医療を提供するための優れた医療機器を創出できるエコシステムの充実・強化を図る。

17 医療機器スタートアップ支援拠点整備事業 新

455百万円（0百万円）

将来にわたり国民に安定的に質の高い医療を提供するため、我が国の医療機器産業の持続的発展は必要不可欠である。そういった中、スタートアップ企業は革新的な医療機器の創出を担う主体として、医療機器の産業振興を牽引する存在である。一方で、国内の医療機器に関するスタートアップ企業は、異業種からの参入も多く、国内の医療機器承認制度や保険償還制度、海外の医療機器承認制度等について制度の理解が不十分であり、事業化に必要なエビデンスを獲得できていないケースがある。また、業界全体の課題として、諸制度を理解した上で、スタートアップを一気通貫で支援できる人材も不足しているとの指摘がある。

本事業では、第３期医療機器基本計画の策定に向けた中間とりまとめを踏まえて、上記の課題に関連して、国内の医療機器を創出するスタートアップ支援として各種制度の理解等に関するベーシックレベルの研修や、世界展開を見据えたアドバンスレベルの研修等の企画・運営を行い、また、プロジェクト毎にハンズオンでサポートを行い、さらにこれらを支える人材やエコシステムを継続的に生み出すための拠点を整備することを目的とする。

18 ECMO 及び透析の用に供する医療機器に係る国内生産体制･備蓄支援事業 新

13, 550百万円（0百万円）

ECMO（Extra-Corporeal Membrane Oxygenation）は、心臓や肺の機能を代替する医療機器である。国際的な感染症拡大時には、海外に依存している原材料などの輸出等の制限がなされる恐れがあるため、特定国を含む海外に供給を依存しているECMOの本体機器及びディスポーザブル機器について、平時から国内での生産体制整備及び備蓄等の支援を行う。

透析の用に供する医療機器は、透析装置、透析針、ダイアライザー、透析回路から構成され、腎不全患者の腎臓機能（老廃物・水分除去、電解質調整など）を代替し、透析患者の生存に必要不可欠である。このうち、透析回路は、100％を海外からの輸入に依存しているため、有事の際に安定供給ができるよう平時から海外での透析回路の原材料の備蓄等及び国内での製品備蓄の支援を行う。

19 安定供給確保医療機器の備蓄体制整備事業 新

938百万円（0百万円）

本事業は、感染症の流行や国際的な通商環境の変化等により、医療機器の安定供給に係るリスクに対応し、国民の生命に直結する医療機器の国内における生産・備蓄体制を整備することを目的としている。対象となる医療機器について、非常時に備えた一定以上の備蓄を行う医療機器製造販売業者等に対し、積み増しに伴う増産費用や備蓄に係る追加費用を支援する。

20 AI for Health 研究開発プラットフォーム構築事業 新

15,334百万円＋事項要求（0百万円）

創薬、医療分野ではAI の研究開発、利活用が求められている一方で、必要とされるAI と現場をつなぐ人材、質の高いAI 学習用データの創出等が不足しており、民間単独での整備が困難な領域であることから、成長戦略やAI 基本計画をめぐる議論において、政府による支援と民間投資の活性化を呼び込む必要性が指摘されている。このため、ロボティクスと融合したフィジカルAI による自律ラボ、効果的なAI 活用のためのデータの標準化と治験・臨床試験領域を含む利活用促進、海外の医療・創薬AI 研究機関の国内拠点整備を含む専門人材育成・共同開発・事業化支援体制等を整備することにより、国内のベンチャー企業やアカデミア等による創薬・医療AI 開発を抜本的に強化するAI 研究開発基盤を整備する。

21 安定供給確保医療機器の同定・評価事業 新

309百万円（0百万円）

第３期医療機器基本計画に向けた中間とりまとめで、基本方針の一つとして優先的に取り組むべき施策として掲げられた「経済安全保障の視点も踏まえた医療機器の安定提供体制の確保」のために、有識者の意見を踏まえて、安定供給確保が必要な医療機器の同定を行い、その上でそれぞれの医療機器の重要度の重みづけ（A、B、C ランク）の評価を早急に実施し、医療機器基本計画に必要な反映を行う。

22 生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)の推進 新

7，941百万円（0百万円）

「骨太の方針2026」及び「U.E.N.O Plan～攻めの予防医療厚生労働省施策」を踏まえ、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の実現に向けて、希望する国民が毎年、歯科健診を受診できる環境を整備することを目的とする。

【歯科健診関係の予算の内訳】

・生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）職域支援パイロット事業　1,596 百万円
・健康増進事業（歯周病検診対象拡大）　1,090 百万円
・歯周病検診（簡易歯科健診）支援事業　5,255 百万円

23

予防医療分野を含む医療技術等の国際展開の推進

1，155百万円（479百万円）

相手国の医療水準の向上に貢献するとともに我が国医療関連産業の海外市場拡大を図るため、予防医療分野を含む医療技術・医療機器等の普及に必要な人材育成、相手国の制度適合・導入促進に向けた伴走支援並びにWHO事前認証等の取得及び国際公共調達市場への参入促進等を実施する。

【医療技術等の国際展開関係の予算の内訳】

・医療技術・医療機器等国際展開戦略事業　1,000 百万円
・医療国際展開推進等事業　66 百万円
・国際機関の調達枠組を活用した医薬品・医療機器産業等の海外展開促進・事業　89 百万円

（2）　合成生物学・バイオ

1

バイオ後続品の国内製造施設整備のための支援事業　新

13，907百万円（0百万円）

バイオ後続品は、先行バイオ医薬品とともに、医薬品分野の中でも成長領域として期待されている分野であり、医療費適正化の観点に加え、我が国におけるバイオ医薬品産業育成の観点からも使用を促進することとしている。一方で、現在我が国で販売されているバイオ後続品は、低分子の後発医薬品と比べ、原薬や製剤の海外依存度が高く、輸出国･企業の事情による供給途絶リスクがある。そのため、本事業においては、当該供給リスクに対応し、かつ、医薬品産業の将来像も見据え、バイオ医薬品産業を育成していくため、バイオ後続品の国内製造施設整備を推進する。

2 次世代バイオ医薬品等創出に向けた人材育成支援事業 (新)一部

945百万円（145百万円）
※一部要求枠 145 百万円

バイオ医薬品は今後の成長領域であるが、我が国はそのほとんどを海外に依存し、国内製造されていない現状があり、経済安全保障上問題であるほか、国内のバイオCMO/CDMOも限られることから水平分業が進まず、バイオ医薬品の新薬開発にも支障が生じている。そのため、バイオ医薬品の製造技術、開発ノウハウ等に関する基礎的な研修プログラムを拡大して実施するほか、製薬企業の実際の設備を用いた製造等の実践的な研修プログラムを実施し、即戦力となる人材をより多く育成する。また、バイオ医薬品の製造技術、開発ノウハウ関する研修の機会を拡大できるよう、施設拡充・施設整備を実施する。

3 再生･細胞医療･遺伝子治療実用化基盤整備促進事業

2,000百万円（348百万円）

日本成長戦略において、再生・細胞医療・遺伝子治療は、先端医療（以下「CGT」という。）として重点投資分野とされており、特に個別化遺伝子治療の製造体制や異種移植技術等の新領域における研究開発の実用化基盤の体制整備が急務とされている。このため、令和９年度は、AMED再生医療等実用化基盤整備促進事業を発展させ、CGTの臨床研究の知識・経験を有するCGT臨床試験推進モデル病院をハブとした臨床研究基盤の体制整備等を継続・発展させるとともに、臨床FIHグレードのベクター製造支援機能を強化し、プラスミド等の共通基材の整備と供給体制を確立する。更に、別事業として実施してきた遺伝子治療ナショナルコンソーシアムを本事業に統合し、ベクター製造支援機能と連携し、遺伝子治療の実用化伴走支援体制を整備する。更に、近年国際的に急速に臨床応用が進む異種移植技術について、有識者・関係者の連合体による実用化の推進体制を支援するための新たな体制整備を進める。

4 遺伝子治療実用化基盤整備促進事業

60百万円（40百万円）

遺伝子治療は、これまで治療法が無かった疾患に対する根治的治療アプローチであるが、国内における研究開発が進んでおらず、「実用化」を推進するための基盤整備が急務である。特に、非臨床試験等の研究開発の初期から製造開発を含めた研究支援を実施することで、より効率的に「実用化」を推進する枠組みの構築が望まれている。

本事業では、「実用化」を推進する枠組みを構築し、ベクター製造開発や臨床研究等を支援する中で、遺伝子治療の臨床研究に強みを持った病院を増やし、臨床研究に必要な人材への教育支援を行う。具体的には、大学病院や企業団体等の有識者で構成される、遺伝子治療を支援するコンソーシアムを組織し、本コンソーシアムがシーズ探索段階から研究者等の支援や知財取得・規制対策の支援を行い、遺伝子治療実用化支援コンソーシアムの下に設置するナレッジシェア・研究開発支援・ナレッジシェアに特化したワーキンググループが相互に情報共有・解決策提言等の連動を行うことで、国内における遺伝子治療の開発支援を促進する。

（3） デジタル・サイバーセキュリティ

1 医療現場における AI 技術等を活用した業務効率化事業 新

3, 027百万円（0百万円）

少子高齢化の進展によって現役世代（就業者数）の急減が見込まれ、“医療に従事する人材確保”がますます課題となる中、AI 技術等を活用した業務効率化・生産性向上が重要となる。

独立行政法人国立病院機構の病院において、令和７年度補正予算事業により AI・ICT 機器等を導入し、その効果検証を行っており、令和９年度は、その検証結果を踏まえ、業務の効率化に大きく寄与した AI・ICT 機器等を当該機構のセーフティネット分野の病院及び看護学校に導入し、更なる業務効率化を図る。

2 医療情報基盤･診療報酬審査支払機構のシステム改修事業 新

902百万円（0百万円）

改正医療法等において、都道府県は医療計画で「重点医師偏在対策支援区域」を定めることができ、当該区域における医師手当の支給事業を保険者からの拠出金により行うことができるとされている。令和 10 年度中からの医師手当事業の開始を想定しており、保険者からの拠出金の納付等のため、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構のシステム改修に対する補助を行う。

3 医薬品安定供給に向けた流通機能高度化支援事業 新

3,080百万円（0百万円）

医薬品は、国民の生命・健康に直結する生命関連商品であり、持続的な安定供給の確保が求められる。医薬品の流通については、医薬品卸売販売業者（以下「医薬品卸」という。）が構築してきた流通網を基盤として、医療機関、薬局等の流通関係者との連携により成り立っている。一方、従来からの商慣習による流通の非効率性の課題に加え、近年、医薬品の供給不安の長期化、昨今の中東情勢等の影響による更なる流通コストの上昇、頻発する大規模災害や高度化するサイバー攻撃等、医薬品卸を取り巻く事業環境は一層の厳しさを増している。こうした中、医薬品の安定供給を継続していくためには、次世代における医薬品流通のあるべき姿、目指すべき体制等を検討し、医療DXの進展も踏まえた最先端技術を活用した流通機能の更なる高度化・効率化が求められている。このため、本事業では、医薬品卸をはじめとする流通関係者が連携して、持続可能で強靭な医薬品流通の将来像を見据えながら、流通機能の高度化、更なる流通効率化・最適化に資する投資への支援を行うことにより、将来にわたって国民に必要な医薬品を継続的かつ安定的に供給できる体制を構築しつつ、医薬品流通の危機管理体制等を強化する。

4 持続可能な流通モデル構築のための調査・実証事業 新

782百万円（0百万円）

医薬品卸は、医療機関・薬局への迅速な供給、少量多品目の在庫管理、全国規模の配送、災害時対応、高度な品質管理、需給調整、代替品確保等を担い、医薬品の安定供給に重要な役割を果たしている。一方、近年の流通コスト上昇や供給不安の長期化、地域における需要変動、在庫偏在、配送負荷、緊急配送等により、医薬品流通の持続可能性が課題となっている。そのため、本事業では、①国が主体となって、卸、薬局、医療機関、薬剤師会、自治体、薬局システム事業者等の流通関係者から、持続可能な流通体制の構築に向けた課題や取組状況を把握・整理するとともに、②受注、出荷、在庫、処方、来局等のデータや需要予測・在庫管理・配送管理に関する技術を活用した実証を行う。これにより、緊急配送の削減、配送頻度の適正化、在庫偏在の解消、欠品リスクの低減等の効果を検証し、地域の実情に応じた持続可能な医薬品流通モデルの構築及び横展開を図る。

（４）　ＡＩ・半導体

1

医療分野におけるエージェント型AIを活用した業務支援の開発・実装事業 新

2，500百万円（0百万円）

人口減少が進み医療従事者の確保が今後ますます難しくなる中で、医療現場の業務効率化による生産性向上が急務である。昨今の急激なＡＩ活用の進展（エージェント型ＡＩ時代の到来）を踏まえて、医療現場におけるエージェント型ＡＩを活用した新たな業務支援サービスの開発・実装を支援することで、ＡＩ活用による業務効率化のユースケースを創出するとともに、要件定義や実証データを公開することで、今後の新たなサービス開発・実装の加速化につなげる。

2

福祉医療機構における医療分野の経営支援機能の強化・充実 新

310百万円（0百万円）

福祉医療機構においては、コロナ資金や物価高騰対応資金の需要増に応じた結果、医療機関に対する貸付金残高が2.7兆円を超えた一方で、貸付先事業者の経営は厳しく、経営環境の構造的変化に対応した経営支援を行う必要がある。具体的には、債権悪化防止の観点でこれまで培ってきたノウハウや全国の情報（経営がよい医療法人の取り組みや遊休資産の活用方法、業務効率化の状況など）、民間金融機関等との協調や情報交換等により、医療機関への早期介入を行い、地域における安定的かつ持続可能な医療提供体制の確保を目指す。

（５）　防災・国土強靱化など

1

病院等の施設・設備整備支援事業（仮称） 新

事項要求（0百万円）

物価等の動向、経営状況など、足下の情勢変化もしっかりと把握した上で、新たな地域医療構想の下、将来需要を踏まえた病院等（病院及び有床診療所）の施設の建替え・改修を含む地域に不可欠な施設の計画的な整備に必要な支援（福祉医療機構による融資含む。）を行う。

2 災害拠点精神科病院等施設整備事業

849百万円（0百万円）

平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震では、精神科病院からの多数の患者の受入や精神症状の安定化等について、既存の災害拠点病院のみで対応することは困難であるなど、災害医療体制等の課題が明らかになった。こうしたことを受け、第８次医療計画において引き続き災害時における医療体制を構築するに当たり、精神科病院の被災に備えて、災害拠点精神科病院の整備を進めている。厚生労働省は、令和元年６月に、都道府県における指定要件を定め、各都道府県に対して、人口規模や地理的条件、地域の精神科医療の提供体制の実態などを考慮し、必要な整備数を求めているが、コロナ禍の影響等もあり、令和８年７月１日時点で、指定医療機関は３２都府県５３医療機関に留まっているところである。このため、令和９年度においても、都道府県の災害拠点精神科病院の整備を進めるため、必要な財政支援を行っていく。

3 医療施設浸水対策事業

262百万円（0百万円）

近年、全国各地で台風や豪雨等による災害が発生し、洪水氾濫等による浸水被害を受けた医療機関においては、一部診療を制限せざるを得ない事態となるなど、地域の医療提供体制への影響が生じている。災害拠点病院の浸水対策については、「災害拠点病院指定要件の一部改正について」（令和５年２月28日付け医政発0228第１号厚生労働省医政局長通知）において、令和６年４月１日適用で指定要件の一部に指定されている。本事業は令和２年度第３次補正予算から事業を開始し、令和６年度補正予算においては公立病院・診療所を補助対象として加えたところであり、今後発生する台風・豪雨等に備え、医療機関において浸水対策の強化・充実を図るため、令和９年度以降も引き続き支援を実施する必要がある。

4 歯科医療提供体制構築推進・支援事業（歯科医師偏在対策）

150百万円（0百万円）

少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。また、歯科医師の高齢化や偏在により、歯科医師の確保が課題となっている地域があることから、持続可能な歯科医療提供体制の構築に向け、歯科医師偏在の是正を総合的に実施する。

5 医療施設ブロック塀改修等施設整備事業

10百万円（0百万円）

病院が敷地内に保有する倒壊の危険性があるブロック塀の改修等に必要な経費を補助することにより、地震等の発生時における患者や周辺住民への被害を防ぐことを目的とする。

6 「第1次国土強靭化実施中期計画」に基づく医療施設の耐震化等事業

事項要求（0百万円）

国土強靭化実施中期計画に基づき、今後の災害発生状況等を踏まえ、機動的・弾力的に対応することを目的とする。

【「第１次国土強靭化実施中期計画」関係の予算の内訳】

- 医療コンテナ活用促進事業　事項要求（０百万円）
- 医療施設非常用自家発電装置施設整備事業　事項要求（０百万円）
- 医療施設給水設備強化等促進事業　事項要求（０百万円）
- 医療施設等耐震整備事業　事項要求（０百万円）

２．賃上げ環境整備・人材育成等の分野横断的な課題へ対応

＜賃上げ環境整備＞

経済・物価動向等も踏まえつつ、来年度以降も医療・介護・保育・福祉等分野の現場職員の他職種と遜色のない処遇改善を推進する。併せて、必要なエッセンシャルワーカーの確保を含めたサービス提供体制の全国的維持を図る。

＜人材育成＞

地域産業を支える人材育成に強みを有する教育機関である専門学校の教育の質向上を図る取組を支援するとともに、遠隔授業などを柔軟に行うための制度改正に取り組む。また、地域人材育成構想会議の開催等による教育機関と産業界等の連携事例の創出や、地域の医療、産業、インフラの維持に不可欠な質の高い人材の安定的な養成体制等の確保に取り組む。

（１）　賃上げ環境整備

1

独立行政法人国立病院機構が提供する医療体制基盤維持強化事業 新

15，094百万円（0百万円）

独立行政法人国立病院機構は、地域ニーズに適合した医療の提供に加え、重症心身障害、筋ジストロトフィー等の他の医療機関では対応が困難な専門的医療（国のセーフティネット医療）の提供や、震災等の危機的状況における医療の提供といった役割を担っている。

新型コロナウイルス感染症や昨今の物価高騰等の影響により経営環境が悪化する中、ダウンサイジングや再編・統合等を含む徹底した経営改善に取り組んでいるが、法人努力としての人件費抑制や投資抑制は限界を迎えている状況となっている。

独立行政法人国立病院機構が、国のセーフティネット医療機能や、危機的状況への対応機能を引き続き担っていけるよう、医療従事者の処遇改善や人材確保、育成等の取組を支援し、医療提供体制の基盤強化を図る。

（２）　人材育成

1

医療従事者の安定的な養成･確保支援事業 新

2，938百万円（0百万円）

少子化に伴う18歳人口の減少によって看護師等の医療関係職種の養成施設の定員充足率は近年低下傾向にあるなど、今後、医療関係職種の養成・確保は一層の課題となっていくことが見込まれる。また、こうした医療関係職種の養成・確保をとりまく環境の変化は、地域によって大きく状況が異なるため、地域ごとに対策を講じていくことが必要となる。こうした現状を受け、各地域で必要な医療関係職種の養成・確保に向け、都道府県ごとに、①医療関係者や養成・教育関係者等を交えたプラットフォーム（協議の場）等を設けるとともに、②（①を活用しながら）地域の人材の需給状況を把握し、これを踏まえた人材確保策や養成体制安定化策（養成施設の連携・再編等）を計画的に実施していくことが必要となる。こうした取組をどの地域でも実施できるよう、医療関係職種の需給把握等を行うとともに、各都道府県において上記①・②を行うための標準的なガイドライン・好事例集等が必要となるため、これらの作成のために必要となるモデル事業を行う。

2 **医療従事者の資質向上と定着･復職等推進調査等事業** 新

250百万円（0百万円）

少子化に伴う18歳人口の減少によって医療関係職種の養成施設の定員充足率は近年低下傾向にあるなど、今後、医療関係職種の養成・確保は一層の課題となっていくことが見込まれる。医療関係職種の安定的な養成・確保のためには、新たななり手の確保のみならず、医療関係職種の個々人の資質の向上を図りつつ、それが職場等への定着・復職の推進等につながっていく環境を整備することが必要である。その際、個々の施設における取組にとどまらず、地域全体で、資質の向上と定着・復職等の推進が図られることが重要である。このため、医療関係職種の入職以降の離職・復職等の実態や課題、各施設における資質向上と定着・復職等の取組を把握するとともに、地域として資質の向上と定着・復職等の推進を図るモデル等を構築する。

3 **医療関係職種へのキャリアチェンジ推進モデル事業** 新

122百万円（0百万円）

労働者を取り巻く環境の急速な変化と職業人生の長期化・多様化が進行する中で、医療従事者の需要に合わせ、キャリアチェンジするために必要な資格・スキルを獲得し、医療関係職種が多様な働き方ができる仕組みを構築する必要がある。本事業では、医療従事者が新たに別の資格で就業することや、他産業で就業している社会人等が新たに資格を取得して医療関係職種として就業することを可能にするため、様々な医療関係職種に対して、他の医療関係職種の養成課程を受講するための

支援等を通じて医療関係職種におけるキャリアチェンジの実態を把握し、課題の整理・好事例の展開を図ることでキャリアチェンジの支援を推進する。

３．将来の医療需要等を見据えた医療提供体制の整備・強化

今後も人口減少・高齢化が続く中、各地域において、将来の医療需要を見据えつつ、新たな感染症等や、地震災害・風水害等の自然災害など、緊急事態が発生した際にも機動的・弾力的に対応できるような質の高い効率的な医療提供体制を整備・構築する必要がある。

令和７年 12 月に第 219 回臨時国会で成立した改正医療法を踏まえ、2040 年に向けた地域医療構想について、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む医療提供体制全体の課題解決を図るものへ位置付けを見直すことや、医療機関機能に着目した医療機関の連携・再編・集約化の推進等に取り組むとともに、重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援等の実施により、「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」に基づく取組を進める。また、「地域医療構想」、「医療計画」、「医師の働き方改革」、「医師偏在対策」、「外来機能の明確化・連携」、「かかりつけ医機能の確保」「歯科口腔保健・歯科医療提供体制構築」など各種施策を一体的に推進する。

また、在宅医療については、効率的で持続可能な在宅医療の提供体制を確保するため、求められる在宅医療の機能（①退院支援 ②日常の療養支援 ③急変時の対応 ④看取り）における ICT 技術等を活用した業務効率化や在宅医療に関わる多職種の効率的な連携のあり方を検討するモデル事業を実施する。

さらに、次の感染症危機に適切に備えるため、引き続き、協定締結医療機関に対する施設改修や設備整備等の支援や個人防護具など感染症対策物資の備蓄体制等の強化を図る。

※　医療機関における物価高騰への支援及びその他重要政策の「事項要求」については、別途予算編成過程で検討する。

※　「社会保障の充実（地域医療介護総合確保基金）」については、別途予算編成過程で検討する。

（１）　地域医療構想の実現に向けた取組の推進

1　地域医療介護総合確保基金　　公費　96, 014百万円
（国　64, 731百万円、地方　31, 283百万円）

地域医療構想の実現に向け、病床の機能分化・連携に関する取組と併せて、居宅等における医療の提供や医療従事者の確保に関する取組についても、引き続き、地域医療介護総合確保基金による支援を行う。

2040 年に向けた地域医療構想は、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む医療提供体制全体の課題解決を図るものとして位置づけるものと

し、医療機関機能に着目した医療機関の連携・再編・集約化の取組を行うこととしており、都道府県は、令和８年７月に公表した「地域医療構想策定ガイドライン」に基づき、地域医療構想策定に向けた議論を行うこととなる。引き続き、地域医療介護総合確保基金により地域医療構想策定ガイドラインに即した、都道府県の取組や、医療機関の連携・再編・集約化の取組を加速化させるため支援を行う。

また、勤務医の働き方改革を推進するため、医師の労働時間が長時間となる医療機関に対する大学病院等からの医師派遣や、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対する勤務環境改善等のための支援を行うとともに、ＩＣＴ機器等の導入によって業務効率化・職場環境改善に資する取組を行い、生産性向上を図る病院に対して、必要な支援を実施する。

さらに、医師の偏在対策を推進するため、地域の実情に応じた取組に対し、地域医療介護総合確保基金を活用した支援を実施する。

加えて、女性医療職等の離職防止及び再就業を促進するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、病院内保育所の運営費や施設整備に対する支援を実施する。

（参考） 地域医療介護総合確保基金の対象事業

①地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（事業区分Ⅰ－1）

公費20，000百万円（国13，333百万円、地方6，667百万円）

急性期病床から包括期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備整備に対する助成を行う。

②地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業（事業区分Ⅰ－2）

公費2，165百万円（国2，165百万円）

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の協議を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対する助成を行う。

③居宅等における医療の提供に関する事業（事業区分Ⅱ）

公費54，400百万円（国36，267百万円、地方18，133百万円）の内数

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う。

④医療従事者の確保に関する事業（事業区分Ⅳ）

公費54，400百万円（国36，267百万円、地方18，133百万円）の内数

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する。

⑤勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業（事業区分Ⅵ）

公費14，300百万円（国9，533百万円、地方4，767百万円）

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療において特別な役割があり、かつ過酷な勤務環境となっていると都道府県知事が認める医療機関等を対象とし、医師の労働時間短縮に向けた総合的な取組に対して助成を行う（勤務医の労働時間短縮の推進）。

⑥医療分野における業務効率化・勤務環境改善に関する事業（新区分）

公費 5，148百万円（国 3，432百万円、地方 1，716百万円）の内数

ＩＣＴ機器等の導入によって業務効率化・職場環境改善に資する取組を行い、生産性向上を図る病院に対して、必要な経費を支援する。

2 入院･外来機能の分化･連携推進等に向けたデータ収集･分析事業

677百万円（475百万円）

病床機能の分化・連携に向けた病床機能報告及び外来機能の分化・連携に向けた外来機能報告の集計等を引き続き実施するほか、令和８年度から新たに開始される医療機関機能報告の集計等を行う。

（２） 医師偏在是正に向けた対策の推進

1 重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継･開業支援事業

2，000百万円（2，000百万円）

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、当該区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行う。

2 重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業

456百万円（456百万円）

地域の中核病院等からの医師派遣による重点医師偏在対策支援区域の医師の確保を推進するため、当該区域内の医療機関に新たに医師を派遣する医療機関に対して、医師派遣に要する費用の支援を行う。

3 重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務･生活環境改善のための代替医師確保支援事業

528百万円（528百万円）

重点医師偏在対策支援区域において、医師の離職防止や新たに勤務する医師の増加を図るため、医師の勤務･生活環境の改善のための土日の代替医師確保への支援を行う。

4 医師偏在是正に向けた広域マッチング事業 ㊐

200百万円（0百万円）

全国的に、中堅・シニア世代等の医師を対象として、医師不足地域での医療に関心・希望を有する医師の掘り起こしやキャリアコンサルティングを行い、必要に応じてリカレント教育や現場体験につなぎ、医師少数地域の医療機関とのマッチング、その後の定着支援等を行うための財政支援を行う。

5 **市町村による医師確保対策支援モデル事業** 新

107百万円(0百万円)

医師確保の取組は、都道府県において医師確保計画に基づき進められている一方で、一部の市町村では、独自に積極的な医師確保の取組を実施しており、より地域に密着した市町村が主体となって都道府県と連携して医師確保に取り組むことも重要であるため、市町村が都道府県と連携して取り組む医師確保対策についてのモデル事業を実施する。

6 **重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業** 新

744百万円(0百万円)

重点医師偏在対策支援区域において、医師の離職防止や新たに勤務する医師の増加を図るため、当該区域の医療機関に勤務する医師の負担を軽減し、働きやすい環境作りに資する、宿直室等の施設整備に対する補助を行う。

7 **総合的な診療能力を持つ医師養成の推進事業**

663百万円（455百万円）

総合診療医の養成を全国的に進めるため、総合診療医センターを各ブロックに整備し、体制の強化を図るとともに、臓器別の専門的な診療に従事してきた中堅以降の医師等を主な対象として、その後のキャリアにおいて総合的な診療能力を持つ医師として活躍するために必要な研修等の実施に必要な支援を行う。

8 **大学における恒久定員内地域枠設置促進事業** 新

210百万円(0百万円)

地域枠学生を受入れ育成する大学において、都道府県の取組と連携しながら、医学部定員の恒久定員内への地域枠の設置等を含む地域への定着の取組を促進させるとともに、専門研修やそれ以降の医師のキャリアにおける地域定着の状況等を効果的に把握するための基盤整備を推進し、医師の偏在対策及び医学部定員適正化を両

立しつつ、地域における質の高い医療の効果的かつ効率的な提供に資するために必要な財政支援を行う。

9 専門医認定支援事業

302百万円（154百万円）

医師の地域偏在、診療科偏在の是正に向けたより一層の取り組みを推進・充実させるため、専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を行う一般社団法人日本専門医機構や地域医療に配慮した研修体制の構築に取り組む都道府県や医療機関への支援を図る。

10 OSCE の模擬患者・評価者養成及び評価の在り方に係る調査・実証事業

293百万円（293百万円）

OSCE の公的化に対応できる模擬患者・評価者等を養成し、充実した OSCE を実施するために、効率的で質の高い評価体系並びに実施体制の確立を図る。

11 共用試験公的化に係る体制整備事業

50百万円（50百万円）

試験問題の質向上・難易度の均衡といった試験問題の管理、全国共通の合否基準での試験実施、共用試験の実施全体の管理及び円滑かつ確実な実施に必要な支援を行う。

12 臨床研修費等補助金

11，020百万円（10，760百万円）

平成 16 年度からの医師臨床研修制度必修化を踏まえ、医師としての基盤形成時期に、将来専門とする分野にかかわらず、一般的な診療において頻繁に関わる負傷及び疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を修得するための臨床研修を支援するとともに、その制度の中で、地域における医師不足及び医師偏在対策（医師多数県の病院に採用された研修医の一部が、半年程度、医師少数県等の地域の病院において研修を行う「広域連携型プログラム」を令和８年度から開始）を支援し、もって地域において安心・信頼してかかれる医療の確保を推進することを目的として、その研修等の実施に必要な支援を行う。

13 地域医療介護総合確保基金（再掲・3ページ）

64，731百万円の内数

医師の偏在対策を推進するため、地域の実情に応じた取組に対し、地域医療介護総合確保基金を活用した支援を実施する。

14 **診療科偏在対策のための適切な遠隔医療モデル事業** 新

200百万円(0百万円)

地域医療機関と都市部等の医療機関の医師が連携し、オンライン診療等の遠隔医療を活用して地域の医療提供体制を補完する実践モデルを構築することで、診療科偏在対策の実効性向上を図る。

（３） 医師・医療従事者の働き方改革等の推進

1 **勤務医の労働時間短縮及び医療分野における業務効率化・勤務環境改善の推進**(再掲・3ページ)

64，731百万円の内数

勤務医の働き方改革を推進するため、地域医療介護総合確保基金により、医師の労働時間短縮に取り組む医療機関に対する勤務環境改善等のための支援を行う。

ＩＣＴ機器等の導入によって業務効率化・勤務環境改善に資する取組を行い、生産性向上を図る病院に対して、必要な経費を支援する。

2 **医療分野における業務効率化・勤務環境改善に向けた調査・支援事業** 新

408百万円(0百万円)

令和８年５月 29 日に成立した健康保険法等の一部を改正する法律により、業務効率化・勤務環境改善に積極的・計画的に取り組む病院を厚生労働大臣が認定できる仕組みを設け、特定の表示を行うことができることとなった。

大臣認定に際し、病院が取り組む「業務効率化・勤務環境改善計画」を踏まえ、次の事業を行う。

審査： 厚生労働大臣の認定を効率的に進めるための国の審査事務の補助、効果が顕著な病院の選定

調査： 取組事例の収集・整理、好事例集の作成・公表、類似の病院類型への横展開

支援： 重点的な支援が必要な病院に対する実地支援

ａ．働きやすく働きがいのある職場づくりに向けた環境の整備

1 医療従事者勤務環境改善推進事業

149百万円（30百万円）

各都道府県に設置されている医療勤務環境改善支援センターが行う管内の医療機関に対する助言等の機能を向上させ、医療勤務環境改善支援センターの体制の充実を図るため、研修会の実施等を行うとともに、業務効率化・勤務環境改善を図る上で重要な手段となるＩＣＴ機器等の導入について、相談できる総合窓口を設置し、円滑かつ一体的な導入支援を図る。

2 ICT 機器を活用した勤務環境改善の推進に向けた調査分析事業 新

50百万円(0百万円)

既に国の補助を受け、ICT 導入・活用をしている医療機関における円滑な導入プロセスや既存システムとの連携、導入効果等を調査分析し、事例集としてとりまとめ、横展開する。

b．医師の健康確保措置の仕組み等、医師の働き方改革の実現

1 長時間労働医師への面接指導の実施に係る研修事業

137百万円（10百万円）

医療機関は時間外・休日労働が月 100 時間以上となることが見込まれる長時間労働医師に対して健康確保のために面接指導を実施することが義務付けられているため、長時間労働医師が勤務する医療機関において、面接指導体制を整備することを目的として研修システムや教材（e ラーニング等）を活用した研修を実施するとともに、ロールプレイ研修等を実施するための環境整備をすることでより効果的な研修事業を行う。

2 医療機関勤務環境評価センター運営費

133百万円（133百万円）

医療法に基づき「医療機関勤務環境評価センター」に指定された公益社団法人日本医師会に対し、安定的な組織運営を図る観点から一定の財政支援を行う。

3 集中的技能向上水準の適用に向けた対応事業

56百万円（56百万円）

審査業務関連システム等の運用及び保守管理を行うとともに、医療機関の申請書や、医師が作成する技能研修計画の審査業務に係る全般的な事務業務等のほか、申請データの整理及び分析を行う。

4 医師の働き方改革に対応した高度技能研修等支援事業 (新)

50百万円（0百万円）

Ｃ－２水準指定を受けている又は指定を目指す基幹的な医療機関に対して、勤務環境・研修環境整備（指導医の配置、専用機器・研修環境の整備、研修管理等）に係る必要な支援を行うとともに、効率的な研修実施に係る実証的な知見の収集を行う。

ｃ．組織マネジメント改革の推進等

1 病院長等を対象としたマネジメント研修事業

30百万円（30百万円）

医師の働き方改革の推進に向け、病院長等の意識改革や勤務環境・処遇などの労務管理に関するマネジメント能力の向上を図るため、病院長等向けの研修を行う。

2 女性医療職に関する取組

213百万円（213百万円）

① 女性医師支援センター事業　　161百万円

平成19年1月30日に開設したドクターバンク（旧女性医師バンク）において、再就業を希望する女性医師等の就職相談及び就業斡旋等の再就業支援を行う。

また、育児休業中の女性医師の代替医師確保など男性医師も含む人材確保が必要なことから、女性医師等再就業講習会を開催するとともに、女性医師等の就業促進等のための調査を実施する。

② 子育て世代の医療職支援事業　52百万円

出産・育児・介護等における女性医師等をはじめとした医療職のキャリア支援に取り組む医療機関を普及させるため、中核的な役割を担う拠点医療機関の構築に向けた支援を行う。

3 地域医療介護総合確保基金（再掲・3ページ）

64，731百万円の内数

女性医療職等の離職防止及び再就業を促進するため、地域医療介護総合確保基金を活用し、病院内保育所の運営費や施設整備に対する支援を実施する。

4 AI 技術を踏まえた医行為の在り方に関する調査研究事業 (新)

123百万円（0百万円）

医師の診療過程における AI 技術とその許容性について調査研究を行い、AI による医療の必要性・許容性についての一定の結論を得た上で、AI によって医療が提供される場合の責任の所在に関する法制上の課題を整理すべく、技術に関する調査及び医師の倫理・患者の許容性等に関する調査を行う。

（４） 医療計画等に基づく医療体制の推進

1 かかりつけ医機能が発揮される制度整備の推進 (新)一部 (予)一部

2，043百万円（175百万円）

うち、デジタル庁計上予算1，868百万円

令和７年度より施行されたかかりつけ医機能報告制度について、医療機関が本報告を G-MIS 上で行えるよう運用保守及び機能改修を行うとともに、各自治体において、本制度が地域において円滑に運用されるための必要な取組を行う。

また、地域において必要とされるかかりつけ医機能の推進に向けて、医療機関や都道府県が本制度に基づく業務を円滑に行うことができるよう G-MIS の運用保守等に係る工程管理を行うとともに、医療機関の報告負担の軽減の観点から、報告フォーマットの作成や NDB データの集計や、都道府県において、かかりつけ医機能報告を踏まえた地域関係者との協議に資するよう、報告データ及びその他必要なデータを組み合わせたデータブックの作成等を行う。

【かかりつけ医機能関係の予算の内訳】

・全国統一システムに係る改修等経費	1,529 百万円
・かかりつけ医機能報告制度の G-MIS に係る運用支援事業	338 百万円
・医療のかかり方普及促進事業	121 百万円
・かかりつけ医機能普及促進事業	54 百万円

2 ドクターヘリ活用の推進

13，503百万円（10，004百万円）

地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航に必要な経費の支援を拡充するとともに、ドクターヘリによる診療の効果検証を行うため、ドクターヘリの症例データの収集等を行う。

【ドクターヘリ関係の予算の内訳】

・ドクターヘリ導入促進事業※　13,499 百万円

・ドクターヘリ症例データベース収集事業　4 百万円

※ドクターヘリ導入促進事業は医療提供体制推進事業費補助金
35,938 百万円の内数

3 救急医療体制の推進 新一部

2,474百万円（650百万円）

救急医療体制の整備を図るため、重篤な救急患者を 24 時間体制で受け入れる救命救急センター等への支援を行う。

【救急医療関係の主な予算の内訳】

・遠隔 ICU 体制整備促進事業　308 百万円

・救急医療体制強化事業　359 百万円

・救急現場に出動するドクターカー活用促進事業　90 百万円

・ジェット機を用いた重症患者搬送支援事業　52 百万円

・病院間の患者搬送のための病院救急車活用促進事業　41 百万円

・救急救命士国家資格等情報連携・活用システム事業　10 百万円

・病院救急車機能向上推進事業　6 百万円

・ドクターカー現場安全管理研修事業　5 百万円

上記以外に医療提供体制推進事業費補助金 35,938 百万円を活用

○主な事業メニュー

救命救急センター運営事業、小児救命救急センター運営事業　等

4 災害医療体制の推進 新一部 デ一部

2,530百万円（1,857百万円）

うち、デジタル庁計上予算517百万円

今後、発生が想定される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害の発生等に備えて、災害拠点病院等や災害等のリスクの高い地域に所在する医療機関等の体制強化や施設整備に対する支援等を行う。

新興感染症への対応や大規模災害発生直後の被災地における迅速な活動調整等を目的とした DMAT 事務局等の体制充実や、地域における災害等の危機管理を指導する専門家の養成等を図るとともに、現地に派遣された DMAT 隊員が使用できる待機支援車等を DMAT 事務局に導入する。さらに、被災地で活動する DMAT 等の医療チームが継続的かつ円滑に活動できるよう、医療資機材や食料等の供給体制を整備し、後方支援体制を強化する。

【災害医療関係の主な予算の内訳】

・DMAT 体制整備事業	1,285 百万円
・DMAT 等後方支援体制整備事業	132 百万円
・DPAT 体制整備事業	81 百万円
・DPAT 養成支援事業	29 百万円
・災害・感染症に係る看護職員確保事業	87 百万円
・船舶を活用した災害医療活動体制整備事業	62 百万円

上記以外に医療提供体制推進事業費補助金 35,938 百万円を活用

○主な事業メニュー

基幹災害拠点病院設備整備事業、地域災害拠点病院設備整備事業　等

なお、「第１次国土強靭化実施中期計画」に基づく医療施設の耐震化等については予算編成過程で検討する。

5 へき地保健医療対策の推進

2,878百万円（2,667百万円）

無医地区等のへき地に居住する住民に対する医療提供体制の確保を図るため、へき地診療所、巡回診療等を行うへき地医療拠点病院等への支援を行う。

【へき地医療関係の主な予算の内訳】

・へき地医療拠点病院運営事業	403 百万円
・へき地診療所運営事業	1,788 百万円
・オンライン診療を活用したへき地医療支援医療機関運営支援事業	10 百万円

6 在宅医療の推進 新 一部

345百万円（140百万円）

人生会議（ＡＣＰ）の普及・啓発活動をより一層推進し、本人の意向を尊重した意思決定のための研修会、意識調査を実施する。また、在宅医療の推進に向けて、在宅医療提供機関や第８次医療計画で位置づけられた「在宅医療に必要な連携を担う拠点」に対し、在宅医療提供体制の整備、運用に関する伴走支援、ＢＣＰ（業務継続計画）の策定支援研修の実施等を行う。

【在宅医療関係の主な予算の内訳】

・人生の最終段階における医療・ケア体制整備等事業	110 百万円
・人生の最終段階における医療・ケアに関する意識調査	30 百万円

・在宅医療の災害時における医療提供体制強化支援事業　27 百万円

7 小児・周産期医療体制の充実 新 一部

7，560百万円（1，115百万円）

小児・周産期医療体制を確保するため、集約化・重点化の基幹となる小児救命救急センターや周産期母子医療センター等の医療施設、分娩は取り扱わないが、妊婦健康診査等を実施し、近隣の分娩取扱施設と連携体制を構築している施設の支援を実施するとともに、地域の実情に応じた小児・周産期医療機能の集約化と役割分担の推進に向けた事業を行う。

【小児・周産期の主な予算の内訳】

・分娩取扱施設・小児医療施設支援事業　5,059 百万円
・地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）　337 百万円
・地域連携周産期支援事業（産科施設）（運営費）　80 百万円
・地域連携周産期支援事業（設備整備）　388 百万円
・地域連携周産期支援事業（施設整備）　117 百万円
・無痛分娩に関する連携体制構築事業　200 百万円
・地域連携型小児救急医療遠隔支援事業　263 百万円
・周産期母子医療センター運営事業　911 百万円
・小児救命救急センター事業（地域小児救命救急センター整備）　189 百万円
・災害時小児周産期リエゾン研修事業及び活動支援事業　15 百万円

8 医療安全の推進 新 一部

1，093百万円（1，083百万円）

更なる医療安全の確保を推進するため、医療事故調査結果を収集・分析し、再発防止に向けた普及啓発等を行う医療事故調査・支援センターの運営等の取組を更に進める。

【医療安全関係の主な予算の内訳】

・医療安全支援センター総合支援事業　18 百万円
・医療事故情報収集等事業　93 百万円
・産科医療補償制度運営費　106 百万円
・医療事故調査支援センター運営費　764 百万円
・医療事故調査等支援団体等連絡協議会運営事業　52 百万円

（５）　歯科口腔保健・歯科医療提供体制構築の推進

1 生涯を通じた歯科健診(いわゆる国民皆歯科健診)の推進(再掲・12 ページ)

7,941百万円(0百万円)

「骨太の方針2026」及び「U.E.N.0 Plan～攻めの予防医療厚生労働省施策」を踏まえ、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の実現に向けて、希望する国民が毎年、歯科健診を受診できる環境を整備することを目的とする。

【歯科健診関係の予算の内訳】

- 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）職域支援パイロット事業　1,596 百万円
- 健康増進事業（歯周病検診対象拡大）　1,090 百万円
- 歯周病検診（簡易歯科健診）支援事業　5,255 百万円

2 歯科口腔保健の推進

1,573百万円(1,109百万円)

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の全部改正（令和５年厚生労働省告示第289号）を踏まえ、地域の実情に応じた歯科口腔保健施策をさらに推進するため、自治体における歯科疾患の予防やオーラルフレイル対策及び歯科口腔保健の推進体制の強化等の取組を支援するとともに、国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識、歯科健診の受診促進に関する知識の普及啓発等を推進する。

3 歯科医療提供体制構築の推進

2,996百万円(2,006百万円)

少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。

そのため、地域の歯科医療資源等の現状把握や課題を踏まえた歯科医療提供体制の検討、歯科医療機関の機能分化の推進、障害児・者の歯科医療提供体制の充実、病院歯科の体制強化や歯科医師偏在対策等、地域特性を踏まえた歯科医療提供体制の構築に向け、総合的に取り組みを推進する。

【歯科医療提供体制の構築関係の主な予算の内訳】

- 歯科医療提供体制構築推進・支援事業（調査検討・機能分化）　267 百万円
- 歯科医療提供体制構築推進・支援事業（障害児・者歯科医療提供支援）　128 百万円
- 歯科医療提供体制構築推進・支援事業（病院歯科体制強化支援）　155 百万円
- 歯科医療提供体制構築推進・支援事業（歯科医師偏在対策）　439 百万円

4 歯科衛生士・歯科技工士の人材確保

600百万円(90百万円)

より質の高い歯科医療を提供する観点から、歯科衛生士・歯科技工士の就労・離職対策等の取組や歯科専門職の業務の普及啓発等により業務の理解を深め良質な人材を確保する。さらに、歯科技工所の質の向上や連携強化に向けた取組を推進する。

【歯科衛生士・歯科技工士の人材確保関係の主な予算の内訳】

・歯科衛生士の人材確保実証事業	281 百万円
・歯科技工士の人材確保対策事業	106 百万円
・歯科技工所の生産性向上推進事業	76 百万円
・歯科技工にかかる広告等の監視・収集事業	13 百万円
・歯科専門職のキャリアデータベースシステム構築事業	35 百万円
・歯科専門職の業務の普及啓発事業	88 百万円

（６） 看護職員の確保及び質の向上の推進

1 潜在人材の活用含む看護職員の確保 新 一部

3，376百万円（303百万円）

今後増大する看護ニーズに対応していくため、中央ナースセンターにおいて、迅速な就業支援に向けたNCCS改修や、求人倍率の高い領域への就業支援等を実施し看護職員確保を推進するとともに、各地域で必要な看護師等の医療関係職種を養成・確保するため、人材確保策や養成体制安定化策を計画的に実施するためのモデル事業を行い、標準的なガイドライン・好事例集等の作成に必要な経費に対する支援を行う。

【潜在人材の活用含む看護職員の確保の主な予算の内訳】

・中央ナースセンター事業	394 百万円
・医療従事者の安定的な養成・確保支援事業（再掲）	2,938 百万円

2 特定行為に係る看護師の研修修了者加速的養成事業 新 一部

990百万円（582百万円）

少子高齢化の進展に伴い、高まる在宅医療等の医療需要への対応及び離島・へき地における医療を確保するために、特定行為研修の指定研修機関の確保及び質の充実を図るとともに、受講環境の整備及び受講機会を提供することにより、特定行為研修修了者を加速的に養成する。

【特定行為に係る看護師の研修修了者加速的養成事業の主な予算の内訳】

・看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業　119 百万円
・看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業　417 百万円
・看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業　30 百万円
・看護師の特定行為研修修了者の加速的養成のための共通科目受講促進事業　228 百万円
・離島・へき地における看護師の特定行為研修受講支援等事業　119 百万円
・在宅医療の現場における特定行為研修を修了した看護師の活躍推進事業　76 百万円

3　**地域の訪問看護現場におけるデジタルトランスフォーメーション実証事業** ㊐

159百万円（0百万円）

訪問看護ステーションにおける、ICT 機器等を活用した効果的・効率的な看護業務の検証等に資するエビデンスを収集し、全国の訪問看護の看護業務効率化を一層推進するため、看護業務効率化に資する ICT 機器の導入に必要な経費に対する支援を行う。

（7）　国際保健への戦略的取組及び感染症対策の体制強化

a．医療の国際展開の推進

1　**外国人患者の受入環境の整備** ㊎一部

434百万円（326百万円）
うち、デジタル庁計上予算16百万円

外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できるよう、地域の外国人患者受入の拠点となる、都道府県が選定する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」における多言語対応等の体制整備を通じて、外国人患者の受入れ環境の充実を目指す。

【外国人患者の受入環境の整備関係の予算の内訳】
・外国人患者に対する医療提供体制整備等推進事業　138 百万円
・外国人患者受入れに係る地域医療提供体制整備推進に向けた実証事業　55 百万円
・外国人患者受入れに対する医療提供体制整備等推進事業　70 百万円
・日本型医療インバウンド確立・推進のための調査・実証事業　91 百万円
・医療費の不払い等の経歴がある外国人に係る情報の収集等管理事業　71 百万円

b．次なる感染症危機に備えた体制強化

1 新興感染症対応力強化事業

3，124百万円（124百万円）

新興感染症の発生に備えて、都道府県が策定する予防計画・医療計画により設定した協定締結の目標に基づき準備を行い、発生後速やかに対応できるよう、協定締結医療機関や都道府県に対して、感染症への対応力を強化するため、①施設・設備整備、②医療従事者等の研修への支援を行う。

2 個人防護具の備蓄等事業

9，500百万円（9，500百万円）

次の感染拡大時等に世界的需要が高まる中でも個人防護具が確実に確保されるよう、備蓄水準に基づき、国、都道府県、協定締結医療機関における平時からの計画的な備蓄を着実に推進していく必要がある。あわせて、使用推奨期限が到来する前の物資について、順次売却等を行うことにより、備蓄量の平準化を図っていく。

4. 創薬力強化に向けたイノベーションの推進と医薬品等の安定供給確保

日本は、数少ない創薬力・医療機器創出力を有する国の１つであり、世界的に用いられる新薬をいくつも生み出し、診断用医療機器の開発にも活発に取り組んでいる。創薬力等の向上に向けた取組を推進していくことは、患者やその家族の願いに応え、医療の質の維持・更なる向上に寄与することに加え、高付加価値型のイノベーションを創出し経済の成長を図っていく上でも、極めて重要である。

そのために、研究開発段階から早期にアカデミアやスタートアップのシーズを育て、実用化段階まで、研究開発の加速や人材の確保を含めた連続的な支援を行う環境・体制を構築、国際水準の治験・臨床試験実施体制を整備し、小児・希少疾病用医薬品や放射性医薬品を含め国民に最新の医薬品を迅速に届け、革新的な医療機器を創出するための取り組みを推進する。さらに、バイオ医薬品、再生・細胞医療・遺伝子治療といった最新のモダリティへの変化やＡＩ創薬・ゲノム創薬といった創薬手法の拡大に対応するため、有望なモダリティの実用化に向けた研究開発支援、臨床研究中核病院での先進的な取組等を強化していく。

また、想定を超える感染症の流行や輸入途絶等に備えるため、MCM（感染症危機対応医薬品等）の研究開発のための製薬企業等への支援や治験実施のための体制整備に加え、供給リスク等調査を実施する。

さらに、少量多品目構造解消に向けた後発医薬品業界の再編についてＫＰＩも踏まえ加速するほか、後発医薬品、バイオ後続品の使用を促進する。

（１）　有望なシーズの医薬品・医療機器等への実用化の促進

1

創薬基盤強化支援事業

882百万円（871百万円）

政府一丸となりスタートアップを産み育てるために策定した「スタートアップ育成５カ年計画」等に基づき、厚生労働省においては、国民の健康の維持・向上、世界の医療水準の向上を担う医療系ベンチャーの振興政策を大胆に展開していく必要がある。我が国の医療系ベンチャーを取り巻くエコシステム構築とともに、成功事例の創出を加速させるため、開発早期から製薬企業・VC の視点を取り入れる開発促進支援のほか、海外エコシステムとの接続強化のための広報活動、支援機関の Hub 化等、ベンチャー支援施策の強化・拡充を図るとともに、令和７年度から３年間の国庫債務負担行為により途切れのない支援を実施する。

2 クリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)構想の推進

6，679百万円(2，933百万円)

※一部投資枠 3，600百万円

効率的な臨床開発のための環境整備を進める「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」構想の取組の一環として、全国の疾患登録システムを一覧化して公開し、相談窓口や情報の定期的な更新等を行う業務や、医薬品・医療機器等開発にも利活用が可能な疾患登録システムを有する医療機関等と企業との間の共同研究を支援する取組等を行う。

【クリニカル・イノベーション・ネットワーク(CIN)構想の推進関係の予算の内訳】

・クリニカル・イノベーション・ネットワーク総合推進事業	79 百万円
・再生・細胞医療・遺伝子治療実用化基盤整備促進事業	2,000 百万円
・医療技術実用化総合促進事業	4,600 百万円

3 放射性医薬品実用化推進研究事業

208百万円(188百万円)

※東日本大震災復興特別会計に一部計上

新産業創出等研究開発基本計画に基づき、福島国際研究教育機構（F-REI）において、がん治療への応用をはじめとするアルファ線放出核種等を用いた新たな放射性医薬品の臨床試験の実施等、ラジオアイソトープ（RI）の医療利用のための研究開発及び調査事業を行う。

4 MCM 開発環境海外調査等事業 (新)

96百万円 (0百万円)

将来の感染症有事に備え、平時から国内における重点感染症に対するワクチン等の MCM（感染症危機対応医薬品等）の開発能力を確保しておくことが必要である。本事業では、MCM 開発推進のため、①重点感染症の流行国等における MCM 開発環境の調査（開発に携わるキーパーソンも含めた海外 CRO・医療機関等の調査）及び、②国内外の MCM 開発関係者によるセミナー等による、平時からの国内外関係者の関係構築を推進する。

5 ワクチン国内治験包括的ネットワーク構築事業 新

150百万円（0百万円）

※一部投資枠 100百万円

「健康・医療戦略」（令和７年２月１８日閣議決定）において、ワクチンについて「有事に短期間で多数の研究参加者の登録を行う大規模な治験を行うため、国内における治験環境を整備する」ことが掲げられている。重点感染症の国産ワクチン開発のため、国立健康危機管理研究機構（JIHS）がハブとなって多施設共同による国内ワクチン治験ネットワークを構築・整備するとともに、有事の際の即応性を維持するため、継続的にワクチン治験に関する研修・治験シミュレーションを実施するための体制整備を進める。

6 医薬品産業等の国民理解促進に資する戦略的周知広報事業 新

92百万円（0百万円）

医薬品産業振興を中心とした政策・施策への社会的関心と共感を喚起し、創薬人材創出や、希少疾病への理解促進・国民参画等を下支えすることを通じて、我が国の医薬品産業全体の競争力強化及び健全な発展に資することを目的として、専門性が高い医薬品産業政策等を、現時点でアプローチできていない国民層に対して正しく伝え、医薬品産業に対する信頼性や将来性に関するブランドイメージの醸成を図る。

7 セルフケア・セルフメディケーション周知広報事業

160百万円（0百万円）

セルフケア・セルフメディケーションの推進のため、令和８年度に実施する調査事業の結果を踏まえ、国民に対して効果的にセルフメディケーション税制等の周知広報を実施するとともに、セルフメディケーションの理解度等を調査し、周知広報の効果や課題を把握することにより、セルフケア・セルフメディケーションの普及を促進する。

また、セルフメディケーション税制対象医薬品について、ドラッグストア等に周知するため、製造販売業者等からの届出を受理・確認し、「税制対象品目リスト」を作成する。

8 再生医療等指導調査支援事業

51百万円（21百万円）

再生医療等提供計画の適切な提供のため調査等を行い、調査結果を踏まえ、行政側の報告徴収、立入検査、指導、処分等を支援することで、再生医療等の提供基盤を整備することを目的とした事業を実施する。

9 再生医療等提供状況管理委託事業(システム経費) 新 デ

50百万円（0百万円）

うち、デジタル庁計上予算50百万円

厚生労働省に提供される再生医療等提供計画等の台帳管理、また長期的に再生医療等の提供状況を把握できるよう提供前に提出された提供計画と再生医療等の提供後の定期報告を連結する仕組みを構築し、広く国民へ再生医療の正確な知識を普及させるためのシステムに係る機能改修・運用等を行う。

（2） ドラッグラグ・ドラッグロスの解消

1 小児医薬品開発ネットワーク支援事業 新

30百万円(0百万円)

深刻化する小児医薬品のドラッグラグ・ドラッグロスの解消に向け、開発を支援すべき小児用医薬品のリストの作成・更新や、企業に対する開発支援（各種情報提供、専門機関等への紹介、相談に対する助言、関連学会との連携の支援、被験者リクルートの支援等）を行うと共に、ネットワークの活用により小児治験の被験者組み入れを加速することで、小児用医薬品の開発を促進する。

2 小児医薬品開発支援体制強化事業

36百万円(36百万円)

国立成育医療研究センターにおけるアカデミア等への小児用医薬品の開発支援内容の充実（実施可能性・コンセプト・計画等に関する助言等）や、産官学患からなる小児医薬品開発推進コンソーシアムの事務局機能の強化など、小児医薬品等の開発環境を整備するとともに、小児治験に関する人材育成・研修業務を強化する。

3 **特定医療技術等の導入に向けた未承認薬等アクセス確保事業** 新

1，000百万円(0百万円)

※一部投資枠 749 百万円

超希少疾病の中でも患者数が特に少なく、薬事承認取得が困難な疾病を対象とした医薬品や医療技術等のうち、特に本邦への技術的寄与が高いと考えられるものについて、特定臨床研究・医師主導治験等の実施を支援することで、国内未承認の医薬品・再生医療等製品等へのアクセスを確保するとともに、当該薬剤等の有効性・安全性に関する知見の収集を進める。

4 **未承認薬等迅速解消促進調査事業** 新

57百万円(0百万円)

欧米では承認されているが日本では承認されていない未承認薬について、学会等からの要望を待つことなく、国が能動的に、医療上の必要性の評価のために必要な情報の整理を行い、未承認薬・適応外薬検討会議における評価・開発要請等の加速化を図ることで、ドラッグ・ロスの解消に向けて取り組む。

（3） 医薬品等の安定供給の推進

1 **後発医薬品の産業構造改革のための支援事業** 新

159百万円（0百万円）

後発医薬品業界は、比較的小規模で、生産能力が限定的な後発医薬品企業が多い中で、少量多品目生産などの非効率な生産構造があること、品質不良リスクや収益の低下などにつながっていること、製造ラインに余力がなく増産対応が困難であること等の構造的な問題があるため、後発医薬品産業全体の構造的問題を解決し、品質の確保された医薬品の安定供給を目指す。

2 **後発医薬品使用促進対策費** 新

231百万円（194百万円）

都道府県における後発医薬品やバイオ後続品の使用促進のため取組を推進するため、各都道府県が協議会を設置するなど、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することが出来るよう、地域の実情に応じた後発医薬品の使用促進のための環境整備等に関する検討及び事業を行うほか、地域で協働して作成する推奨薬リスト（地域フォーミュラリ）について都道府県における策定支援を行う。

都道府県が行う国保レセプトデータの活用等により使用割合が低い市区町村や年齢層等を把握した上で実施する普及啓発の支援も行う。

3 **医薬品供給リスク等調査及び分析事業**

68百万円（68百万円）

国際情勢・社会経済構造の変化等に伴い、重要な物資を取り巻く状況が変化することを踏まえ、供給リスク等の調査を行い、供給確保医薬品のサプライチェーンの現状と供給途絶等のリスクを把握・点検する。

4 **医薬品の供給情報等の把握方法の検証事業** ㋮一部

553百万円　（0百万円）
うち、デジタル庁計上予算127百万円

平時から市場全体の需給状況を把握し、供給不安の兆候の検知等を行うことで適時に対策を講じていけるよう、電子処方箋管理サービスの調剤データ等を活用した需給モニタリングについて、本番運用に向けて電子処方箋管理サービスのシステム改修やデータの自動連携に向けた要件定義書の作成等を行う。

5 **医療機器等の供給状況把握及びサプライチェーンリスク評価事業** ㊐

170百万円（0百万円）

医療機器の安定供給に向けて、平時より医療機器の製造販売業者から定期的に供給状況の報告を受けその内容を把握し、供給不安が発生した際（有事）に、関係学会や医療関係者等と速やかに代替製品の供給や代替方策の検討に関する協議等を行う。

また、国民の生命に直結する医療機器のサプライチェーンのリスク評価を進めるための手法を確立する。

５．各種施策

1 死因究明等の推進 ㋮一部

308百万円（255百万円）

うち、デジタル庁計上予算5百万円

死因究明等の推進を図るため、行政解剖や死亡時画像診断等の検査、遺体搬送、死因究明等推進地方協議会の下で開催される研修、大規模災害等における死体検案に係る資機材等の整備を実施するために必要な経費の支援、検案する医師や死亡時画像診断を行う医師等の資質向上など、必要な施策を講じる。

【死因究明等の推進関係の主な予算の内訳】

・異状死死因究明支援事業　117 百万円

2 国立ハンセン病療養所における良好な療養環境の整備

34，681百万円（31，033百万円）

うち、デジタル庁計上予算44百万円

国立ハンセン病療養所において、入所者の療養環境の充実を図るため、医療及び介護に関する体制の整備及び充実に必要な経費を確保する。

3 国立病院機構における医療政策等の実施

1，362百万円（1，156百万円）

国立病院機構が行う医療政策等に必要な経費（エイズ対策関係事業、臨床研究事業、医療廃棄物処理経費等）を確保する。

4 経済連携協定に基づく取組み等の円滑な実施

210百万円（208百万円）

経済連携協定（EPA）に基づきインドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人看護師候補者について、その円滑かつ適正な受入れ及び受入れの拡大のため、看護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導や学習環境の整備、候補者への日本語や専門知識の習得に向けた支援等を行う。

【経済連携協定関係の予算の内訳】

・外国人看護師・介護福祉士等受入支援事業　67 百万円

・外国人看護師候補者学習支援事業　104 百万円

上記以外に医療提供体制推進事業費補助金 35，938 百万円を活用

○事業メニュー

外国人看護師候補者就労研修支援事業

5 **国民保護事案発生時における対応に向けた取組** (新)

167百万円（0百万円）

国民保護事案発生時に活動できる救護班について、平時においては隊員管理や必要な資器材等の整備等、国民保護訓練への派遣調整を行うとともに、国民保護事案発生時においては派遣調整を行うことで、国民保護事案発生時における対応の迅速化を図るとともに、救護班を養成するための教育・研修等を実施する。

【国民保護事案発生時における対応に向けた取組関係の予算の内訳】
- 国民保護事案発生時等に活動する救護班事務局事業　156 百万円
- 国民保護事案発生時の救護班教育・研修事業　11 百万円

6 **酸化エチレン対策事業** (新)

65百万円（0百万円）

酸化エチレンガスを使用する滅菌器を保有する医療機関において、酸化エチレンガス除去装置の設置や代替機器への切り替え等の対応に必要な費用を支援する。

7 **第3期復興・創生期間における地域医療の再生支援**

52，470百万円（6，228百万円）
※東日本大震災復興特別会計に計上

福島県の避難指示解除区域等における地域医療提供体制の確保のため、第３期復興・創生期間においても引き続き必要な支援を行う。

8 **適切な診療・施術を受けるための機会の選択等に資する広報・実態調査等事業** (新)

185百万円（0百万円）

国民が、安心・安全に適切な医業類似行為及びリハビリテーション並びにオンライン診療といった診療・施術を受けるための機会を選択できるよう広報を行うと共に、オンライン診療やリハビリテーション専門職の名称使用の実態及び施術所の広告の実態についての調査等を行う。

9 **医師等国家試験受験手続オンライン化事業** (新)(デ)

1，500百万円（0百万円）

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和７年６月 13 日閣議決定）に基づき、医師等国家試験受験手続をオンライン化する。

10 ガバメントクラウド移行に係る設計開発等事業

新 デ

509百万円（0百万円）

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和７年６月 13 日閣議決定）に基づき、ガバメントクラウドへの移行が推進されている。医師等免許登録管理システム等においても、業務の見直し及び費用削減の努力を徹底した上で、第二期共通プラットフォーム等からガバメントクラウドへ移行（再構築）することとしているため、移行に係る設計・開発等の作業及び現行システムをガバメントクラウド上に構築するための整備、運用・保守などの費用を要求するもの。

また、移行に係る設計・開発等の作業を行うにあたり、専門的な知見を有する者による工程管理を実施するための費用についても合わせて要求する。

11 医師等の各種申請手続きのオンライン化に伴うキャッシュレス決済等環境の整備経費 新

69百万円（0百万円）

各種申請のオンライン化に伴い、受験手数料や免許登録税をオンラインで決済可能とする。その際の受験申請手続及び資格申請手続におけるキャッシュレス決済及び住基照会手数料等にかかる費用を負担する。

12 免許登録事務支援事業 新

306百万円（0百万円）

医師等の国家試験に係る各種免許の登録にあっては、申請者や医療機関への影響が大きいことから、速やかに免許登録まで行う必要がある。そのため、免許申請の審査等を行う期間の体制を強化する必要があることから、新規免許登録事務支援事業を行う。

13 医療機関等情報支援システム（G-MIS）保守運用等経費 新 一部 デ

9,087百万円（770百万円）

新型コロナウイルス感染症対策として構築・運用されてきたG-MISについて、今後は感染症対策のみならず、地域における効率的で質の高い医療提供体制構築の支援に資するシステムとして、各種報告・調査等を実施するとともに、長期的に運用していくため、必要な保守運用等を行う。

一方で、G-MIS は新型コロナウイルス感染症への対応において緊急的な機能追加等を繰り返したこと等により、費用や機能的制約等の課題が存在しており、総合的な報告・調査プラットフォームとして必ずしも最適化されたシステムとなっていないことから、当該課題を解消しつつ必要な機能を柔軟かつ効率的に追加できるよう次期システムの構築を行うための、設計・開発等を行う。

【医療機関等情報支援システム（G-MIS）保守運用等経費事業関係の予算の内訳】

・医療機関等情報支援システム（G-MIS）の運用・保守等経費	3,659 百万円
・次期医療機関等情報支援システム（G-MIS）構築等経費	2,325 百万円
・医療機能情報提供制度に係る G-MIS の改修等経費費	1,152 百万円
・かかりつけ医機能報告制度に係る G-MIS の改修等経費	963 百万円
・新 EMIS と G-MIS 連携に係る改修・運用事業	67 百万円
・改正感染症法施行に伴う G-MIS の運用等経費	73 百万円
・医療法に基づく医療機関機能報告	701 百万円
・美容医療報告システム	114 百万円
・協定未締結の訪問看護事業所対応	32 百万円